高齢者の交通事故防止 県民運動



期間

前期 令和8年 11月9日(月)▶15日(日)

後期 令和9年 3月9日(火)▶15日(月)





運動の重点 道路横断時等における高齢歩行者の安全確保



運動の重点 高齢運転者の安全運転意識の向上と行動の徹底



運動の重点 自転車ヘルメットの着用等の安全利用の促進



運動の重点 反射材用品の着用及びハイビーム活用の促進

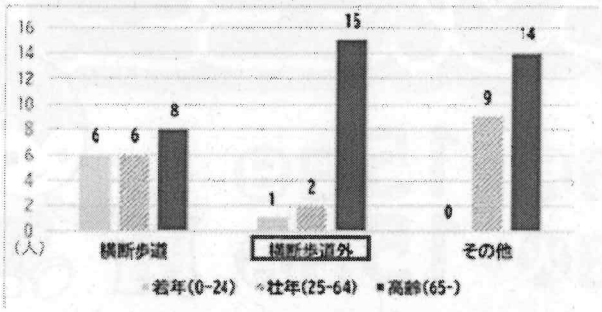
交通安全山口県対策協議会

高齢者の交通事故防止

高齢者が関与する交通事故【令和8年上半期】

○ 歩行者の交通事故

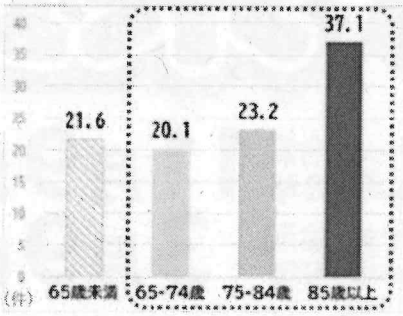
歩行者の状態別死者・重傷者数



➤ 高齢歩行者は、特に「横断歩道外」を横断中に被害に遭う事故が多い

○ ドライバーによる交通事故

死亡・重傷事故件数(免許保有人口10万人あたり)



ドライバー事故とは、原付以上の車両を運転して第一当事者となった事故をいう



➤ 高齢ドライバーは、重大事故の第一当事者となる割合が高い

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられました!



生活道路とは!?

主に地域住民の日常生活に利用され、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。




【上記は生活道路の一例です】

引き下げの理由は!?

- 歩行中や自転車乗車中に死傷した人の割合がその他の道路に比べて、高い傾向にある
- 30km/hを超えると交通事故が発生した際の歩行者の致死率が大幅に上昇する
- 30km/hまでが、突発事象(飛び出し等)にドライバーが対処可能な速度とされている

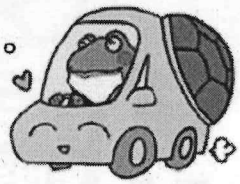
【警察庁HP】



生活道路では以下に注意して運転しましょう。

○ 速度を控えた安全速度

○ 歩行者優先意識を持つ



山口市交通安全対策協議会